

令和6年6月10日
山梨県 富士山保全・観光
エコシステム推進監 岩間 勝宏
電話 055-223-1316 (内線 4150)

報道機関 各位

報道関係者に関する富士山の登山規制と通行料の取扱いについて

令和6年度の富士山の開山期間から、富士山吉田ルートの中合目登山口において、条例による登山規制と通行料の徴収を行うことといたしました。

これに伴って、報道関係者の方々に関する登山規制と通行料については以下のとおりとしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

登山規制・通行料の対象外となる業務

- ・噴火、落石等の**災害に関する取材**については、登山安全条例施行規則第2条第1号に定める「非常災害に対処するための業務」として登山規制、通行料の対象外とします。
- ・**混雑状況の取材**や、**時間規制の実施に関する取材**については、取材計画を書面等（※）で1週間前までに提出していただき、内容を確認した上で、登山安全条例施行規則第2条第7号に定める「富士山の保全に関する業務」として認められる場合は登山規制、通行料の対象外とします。

※書面等には取材の日時、場所、人数、目的、報道の予定等の取材計画を記載いただくこととし、様式は任意とします。

提出先：富士山保全・観光エコシステム推進グループ fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp